

令和3年度地域イベント助成事業実施要綱

第1 趣旨

一般財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）は、公益財団法人地域社会振興財団（以下「財団」という。）の交付金を財源に、地域社会の活性化及び宝くじの普及広報を図ることを目的として、この要綱の定めるところにより、地域で実施されるイベント事業に対する支援を行うため、地域イベント助成事業を行う。

なお、この要綱による助成は、財団の「長寿社会づくりソフト事業費交付金交付事業（以下「長寿社会づくりソフト事業」という。）」中「健やかコミュニティモデル地区育成事業」の一環として行うものとする。

第2 助成対象団体

助成対象団体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

第3 助成対象事業

- 1 助成対象事業は、コミュニティが主体となってを行い、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献すると思われるイベントとする。
- 2 助成対象事業は、交付金の交付決定があった年度に完了する単年度事業とする。
- 3 事業の全てを委託する事業は対象外とする。
- 4 国又は地方公共団体の補助金を受けている事業（本助成事業を除く）は、対象外とする。
- 5 民間企業等により制度的支援を受けている事業は、対象外とする。
- 6 他団体と共に催して実施する事業は対象外とする。

第4 助成対象経費

助成対象経費は、助成対象事業を実施するコミュニティ（以下「実施主体」という。）に対して市町村が本助成事業にて助成する経費とする。

第5 交付金

- 1 地域イベント助成事業に係る交付金の交付額（以下「交付金の額」という。）は、1件につき1,000千円を上限とする。
- 2 交付金の額は、助成対象経費の100%以下とする。
- 3 交付金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額とする。

第6 助成の申請手続き

- 1 この要綱による助成を受けようとする市町村の長は、都道府県知事を経由して、センター理事長に、令和2年12月23日までに長寿社会づくりソフト事業費交付金（特定事業）交付申請書【様式第2号】（以下「交付申請書」という。）を正副1部ずつ提出するものとする。この場合において、市町村の長からの申請件数は1市町村あたり1件とする。様式については、財団の実施する地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程（平成元年9月1日制定。以下「財団規程」という。）に基づき、この規程のとおり取り扱うものとする。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請書の経由を行うときは、交付申請書に特定事業（市（区）町村分）交付申請に係る副申【様式第2号の2】を付して、センター理事長に送付するものとする。この場合において、都道府県知事からの申請件数は1都道府県あたり3件までとする。
- 3 センター理事長は、第1項の規定により助成の申請があったときは、当該申請に係る交付申請書の内容を審査し、当該申請書に意見を付して財団理事長に送付し、協議するもの

とする。

第7 助成の内定等

センター理事長は、第6の規定により助成する事業及び交付金の額を内定した場合は、その旨を、都道府県知事を経由して市町村の長に内示するものとする。

第8 助成の決定等

センター理事長は、この事業の財源となる地域医療等振興自治宝くじの収益金の額が確定した後、財団規程第8条第1項に基づく財団理事長からの交付の決定を、都道府県知事を経由して市町村の長に通知し、地域イベント助成事業の助成の決定とするものとする。

第9 事業内容の変更

- 1 市町村の長は、助成対象事業について、やむを得ない理由によりその内容について変更することを検討する段階で、直ちに変更内容とその理由をセンター理事長に相談しなければならない。なお、やむを得ない理由による事業内容の変更であっても、当初採択された事業目的に沿う変更でなければならない。
- 2 市町村の長は、前項の結果、財団理事長と協議のうえ変更の承認を必要とする場合は、都道府県知事を経由してセンター理事長に変更承認申請書を提出するものとする。
- 3 センター理事長は、前項の規定により申請があったときは、内容を審査し、意見を付して財団理事長に送付するものとする。
- 4 センター理事長は、実施主体が第2項に規定する変更承認を受けることなく事業を行った場合は、財団理事長と協議のうえ、助成の内定又は助成の決定を取り消し、若しくは交付金の額の一部を減額する。
- 5 変更により当該事業が採択された趣旨から逸脱する場合は、変更承認を受けられないものとする。

第10 実績報告等

- 1 市町村の長は、助成対象事業を完了し、交付金の交付を受けようとするときは、都道府県知事を経由してセンター理事長に、長寿社会づくりソフト事業費交付金（特定事業）実績報告書【様式第4号】（以下「実績報告書」という。）を正副1部ずつ及び長寿社会づくりソフト事業費交付金交付請求書【様式第5号】（以下「請求書」という。）を1部提出するものとする。
- 2 実績報告書の提出期限は、第8の規定による助成の決定とともに通知するが、提出期限までに助成対象事業が完了していない場合は、必ずセンターに連絡をし、事業完了後速やかに提出するものとする。
- 3 センター理事長は、第1項の規定により報告があったときは、内容を審査し、実績報告書及び請求書に意見を付して財団理事長に送付するものとする。

第11 交付金の交付

財団理事長は、実績報告書及び請求書を受理した後、その交付すべき交付金の額を確定し、市町村の長に交付するものとする。

第12 その他

- 1 センターは、市町村がイベントの企画・実施等に関して情報・ノウハウの提供を希望する場合には、必要な助言等の支援を行うものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、事業の運営及びその他事業に関して必要な事項は、センターが別途定める。